

これからの更生保護事業に関する有識者検討会運営要領

平成30年4月19日
法務省保護局長決定

- 1 これからの更生保護事業に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、座長が定める。

以上

これからの更生保護事業に関する有識者検討会の設置について

平成30年4月19日
法務省保護局長決定

近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する所要の検討を行うため、これからの更生保護事業の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 検討会は、今後の更生保護事業について所要の検討を行い、その検討結果を法務省保護局長に報告する。
- 3 検討会の設置期間は、平成31年3月末日までとする。
- 4 検討会の庶務は、法務省保護局及び関東地方更生保護委員会において処理する。

以上

これからの更生保護事業に関する有識者検討会 構成員

座長	横田尤孝（弁護士・元最高裁判所判事）
構成員	学識経験者等
	安部哲夫（獨協大学法学部教授）
	伊藤富士江（上智大学総合人間科学部教授）
	今福章二（法務省大臣官房審議官）
	坂井文雄（全国更生保護法人連盟理事長）
	田中常弘（更生保護法人富山養得園理事長）
	谷口太規（弁護士）
	藤野京子（早稲田大学文学部教授）
	森山秀実（更生保護法人東京実華道場 更生保護施設ステップ竜岡施設長）
	湯川智美（社会福祉法人六親会常務理事）